

退職互助部 加入方法等について



加入資格について①

〈退職者本人〉

現職会員であった**期間10年以上**、かつ**45歳以上**で退職した方

〈配偶者〉

退職互助部加入資格を有した方の配偶者で、**45歳以上**の方

- ☆既往症などの**病歴の告知義務**は必要ありません。
- ☆現在、**通院・入院中**の方も加入できます。
- ☆退職後、**宮崎県外に居住**する方(予定の方)も加入できます。

加入資格について②

退職日において現職会員であった年数が継続して10年に満たない場合でも、退職日まで1年以上在会していれば、不足年数1年につき1万円を納入することで加入することができます。

特例 次のすべてに該当する場合は加算は行いません。

- (1) 平成31年以降の新規採用者で採用日から定年退職日まで10年未満である場合
- (2) 採用日から1年以内に入会し、かつ、定年退職である場合

加入掛金について

加入時1回だけの掛金で、生涯給付を受けられます。

退職日（令和2年3月31日）の年齢が55歳以上の場合

退職者本人・配偶者ともに一律55万円



※退職時の年齢が55歳未満の場合、1歳下がるごとに1万円加算した額が掛金

年齢	退職者本人・配偶者
55歳以上	55万円
54歳	56万円
53歳	57万円



加入掛金(55万円)を年額、月額に換算した場合

60歳の平均余命
55万円 ÷ 男性：23.84年
女性：29.04年



男性

年 額 約23,070円

月 額 約1,923円



女性

年 額 約18,940円

月 額 約1,578円

加入掛金が55万円で、加入時年齢が60歳の場合

平成30年簡易生命表によると、
60歳の平均余命は、男性：23.84年 女性：29.04年です。

平均余命とは、ある年齢の人が、その後何年生きられるかという推定値のことです。



民間の保険との比較です。

民間の保険の場合

60歳 健康な男性の月払保険料は7,490円

持病がある場合には、保険料が月額13,000円になります。

互助会と同じように「持病があっても入れる医療保険」の保険料と比較すると、互助会はかなり安い掛金で一生涯保障を受けることができます。

加入掛金の納入について

(例) 夫婦二人 (55歳以上) で加入の場合 (貸付金の残額なし)

セカンドライフ助成金等
150万円

加入掛金
110万円
(2人分)

(残金)
指定口座に送金
40万円

【セカンドライフ助成金等とは】

退職に伴う給付等予定額を資料
と一緒にお渡ししておりますの
で、ご確認ください。

退職に伴う給付のことで・・・

“セカンドライフ助成金” + “退職互助部加入積立給付金” + “特弔退会給付金”
の合計です。給付金の内容等詳しくは資料の12ページに記載してあります。
現職中の在会年数や掛金の額によりセカンドライフ助成金等はそれぞれ違います。

参考) 平成30年度定年退職者のセカンドライフ助成金等の平均給付額約156万円

手続きをする(セカンドライフ助成金請求書を提出)ことでセカンドライフ助成金等を給付いたします。

給付金から退職互助部加入掛金を振り替え、残りを指定口座へ送金します。

なお、貸付金の残額がある場合は、貸付金残額を優先して振替えます。

退職に伴う給付金例



貸付金残額があり、退職者本人のみ加入 退職本人60歳

セカンドライフ助成金	700,000
退職互助部加入積立給付金	400,000
特弔退会給付金	210,000
給付金合計	1,310,000
貸付金残額	1,050,000
退互部加入掛金	550,000
不足金額	△290,000

貸付残額があり、退職者本人のみ加入、退職者本人が60歳の例

セカンドライフ助成金等の給付金合計が131万円あるとすると、そこから貸付金残額105万円を先に差し引きます。その後、退互部加入掛金の55万円を差し引き、最終的に不足する29万円を加入期限内に別途振込で納入していただくこととなります。5月30日(土)までに振込みをお願いします。

加入期限等について

▶ 加入手続き・・・「退職互助部加入届」の提出が必要です。

▶ 加入期限・・・退職後**60日以内**

※再任用等の有無にかかわらず、全員が加入期限内の手続きが必要です。（再任用等が終わってから、加入できません！）

▶ 加入日・・・退職日 令和2年3月31日

加入日 令和2年4月 1日



※加入期限は、5月30日です。

※再任用等の方も期限内の手続きが必要です。